

# 時間外勤務を規制する給特法

~~定額働きかせ放題~~

1971年「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）  
⇒超過勤務手当を支給しない代わりに「教職調整額」（俸給月額の4%）を支給する

給特法は、5項目以外の超過勤務をさせてはならないとされています。

1 生徒の実習に関する業務  
2 学校行事に関する業務  
3 学生の教育実習の指導に関する業務  
4 教職員会議に関する業務  
5 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務  
★主として国立学校教員の時間外勤務の特例を定める法律でした。  
教育実習は国立大学付属学校が対象  
公立学校教員の時間外勤務の対象「超勤四項目」の概念が形成されました。

なぜか？  
当時の与党自民党  
教職員を労基法から適用除外することで教職員の労働運動を抑制することをめざしていたから

定額働きかせ放題法ではないんだね！

現在は…

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）

第1条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条について同じ。）には、その者の給与月額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職員調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

## 教員に特殊な手当てとルール

一般労働者とも国家公務員とも地方公務員とも違う特殊なルール

<一般労働者>

労働基準法（労基法）

勤労者の労働条件に関する一般原則

（最低基準を定めている）

1週間あたりの労働時間 40時間以内

1日あたりの労働時間 8時間以内 を超えて労働させなければならない

時間外労働が発生した場合

→割増しによる超過勤務手当を支払うことを義務付けている

### ★ 地方公務員にも一部適応される

<国家公務員> 労基法適用外

給与法 労基法と同等の労働時間規制がなされている  
時間外勤務手当 休日給が義務付けられている

<教育公務員> 労基法や給与法の一部適用外

発生した時間外勤務等に対して超過勤務手当は支給しない

俸給月額4%の根拠は、45年前の調査



1月あたり超勤手当額  
平均3.8% ↓ 4%

## 1966～1967年文部省実施「教職員の勤務状況調査」より

校種	時間外勤務時間	時間外勤務時間に対する1月あたりの超勤手当額の対俸給比率
小学校	2時間30分	3.3%
中学校	3時間56分	6.2%
全日制高等学校	3時間30分	1.6%

当時、文部省は教員の超過勤務を問題視していました。しかし、労基法に基づく超勤手当支給という一般原則を取りませんでした。

香川教育

発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL (087) 867-4797  
FAX (087) 867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

今回、前回に続き、高橋哲氏（埼玉大学准教授）の著書『給特法』で問題になつていています。しかし、労基法に基づいて、教員に対して特殊な原則を適用している「給特法」が問題になつていています。これが問題になつていていますが、科勞大臣も言ひだしました。教職員の勤務のあいだからみていきました。始まりました。『定額働きかせ放題法』ではないことが見えています。

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令

1 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。）を命じないものとすること。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとすること。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

給特法そのものが問題なのではなく、時間外勤務を認めないにもかかわらず、正規の勤務時間を超えて必要な業務を行っていたことに対して、何の手立ても講じなかつたことが問題なのです。

# だれのための働き方改革なのか？

## 教師の労働条件は子どもの教育条件でもある

### 子どもの学習権の保障

憲法26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところによりその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。（子どもの学習権の保障）
- 2 すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

1961年度に文科省（当時）によって強行実施された「全国一せいテスト」が憲法26条違反等が問われた裁判→1967年最高裁判決（以下判決の概略）

#### 憲法26条の定める「教育を受ける権利」の内実を子どもの「学習する権利」と宣言

- 教育を受ける権利の意義は、子どもの「成長、発達」を実現するために必要な学習を保障することにある。
- 子どもの学習権は、教師をはじめとする大人との人間関係のもとで充足される。
- 子どもの成長、発達に応じるためには教師に「教育の自由」が不可欠である。



のことから考えると

- 子どもの成長、発達に応じるためにこそ、教師には教育実践の創造性が求められ、教材研究をしたり、自主的な研修活動に参加するような「自由」が必要となる。
  - このような「自由」を成立立てる労働条件が保障されていなければならない。
- ⇒ 教師の多忙化状況は、教師と子どもとの「直接の人格的接触」を不能とさせる。  
さらに、教師から自主的研修や自己研鑽の時間的自由を奪うことにより、子どもの成長や発達に応じることをも不能にする。



教員の多忙化問題が一般的の労働者の権利問題と重なりながらも、同じ枠組みのみでは解決には至らないのである。

「残業代なし、給特法は定額勤かせ放題だから廃止すべき、勤務時間の短縮だけが働き方改革の近道」このマジヨリティになりつつある議論には落とし穴があるのではないかと、高橋哲（埼玉大学准教授）さんは警鐘を鳴らしています。確かに、部活動指導は負担です。教材研究などの授業に関する業務などを自発的業務とされ、平日22時近くまで在校してこなしたり、休日に出勤したり、持ち帰り仕事を深夜までするなどは異常な働き方です。改善は必要です。

教育立国といわれる北欧3国は、子どもの学力を保ちながら、教員は定時に退勤します。勤務時間内に、子どものケース会議、教材研究の時間が位置づけられています。「給特法」は廃止か改正かという点で捉えるのではなく、未来に向かってどのような子どもたちの学びが必要なのか、そのためには、教員の働き方はどうあればよいのかを根本的に見直し考えていく必要があるのでないでしょうか。

教師の労働条件は、「教師の人間としての生活条件であることに加えて、子どもたちが良い教育をうけるために必要な『教育条件』」としての側面がある。それゆえ「学校教師の労働条件や身分保障には、子どもの教育をうける権利・学習権の保障に連なる教育条件整備の意味合いがあるだけ、一般の労働者や公務員におけるそれ以上でなければならない、という教育法的要請が存する」。兼子仁『教育法（新版）』有斐閣1974年327p

教師の多忙化をめぐる問題へのアプローチには、教師の労働時間が、労基法上の最低基準を満たしているかどうかという課題にとどまらず、その労働条件が子どもの学習権を保障するに見合っているかという視点から問い合わせられる必要がある。労基法の最低基準である一日八時間の上限が遵守されなければいいわけではなく、ましてや、「タダ働き」となる時間外勤務が、後にみる「上限指針」（第4章参照）の示す月四五時間、年間三六〇時間に収まつていれば済む話ではない。高橋哲『聖職と労働のあいだ「教員の働き方改革」への法理論』岩波書店p20

**給特法、廃止か改正かという単純なロジックで解決できる課題ではないのです。**

声いが分そ常難もまアし化▼きが宅まよをお数強省内なをまつ事ろにか、しれてし一方當後しう削ろもいか容つあすかにそ政つ教たんい、方がたもたなつか増ららがたげ。なしろ治多員。トき学、常り持▼学て教えれば増にま香くな、利様のことま校社態前ち在校し材ま、えもし教なけ教用で多ういすへ会化。帰校現な研し週授てかよ組るれ員さす忙しう。ののしそり時場け究たあ業いかうにのば一れ▼化で言モ要価てん仕間にれさ▼た日きわ。入で、人で教のみ葉ン望値いな事がなばえ自り数まらりは取一ま育要たもスも観き教を長つな睡主ののすずと、り人ま問因だ生タ多がま員すくてら眠研授確▼もと返がた題はけま！様多しのる、いな時修業保文学に思し自。は複でれペ化様た働の帰きい間は時が科習

奪われた「教育の自由」

と○の行管校か地あた自ての季2じ後を要普動館上○でう理をれ域つ。主一教員休00わじよりいりくの料由乗教すよ職離な住てこ研を教育業002わりと上共まの料由せ育▼うがれい民もの修境職期22さやそに事てよや他通はに員間年とどり上共まの料由れIの「前研う保の知で事のにの自の感せも収にフ退が夏、C後、と・修に護公はき実勤お文由世すん、集行ア勤あり休か学Tい事す出者務員、な上務け科が代るでし休をDしまして教員校などが平う後の勤の「く学管る省ななくよ、▼取るC図較55日が常日趣の場せ疑と同休外に立知なりう50こる。自に制次に々にももをは学抱くでしのい校夏、代れ必ツ運書的出由は





